

○U I J ターン新規就業支援事業における秩父別町移住支援金交付要綱

令和元年7月16日訓令第40号

(趣旨)

第1条 秩父別町は、北海道創生総合戦略及び秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、秩父別町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行うU I J ターン新規就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から秩父別町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けた場合に、移住支援金を交付することとする。当該移住支援金の交付については、北海道が定める「U I J ターン新規就業支援事業実施要領」及び「地域課題解決型起業支援事業実施要領」、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

(対象者要件)

第3条 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)又は(3)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては(4)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 平成31年4月1日以降に秩父別町に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- ③ 秩父別町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 地方税等の公租公課を滞納していない者であること。
- ④ その他北海道又は秩父別町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件

秩父別町へ転入後1年以内に地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けていること。

(4) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に秩父別町に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(予備登録申請)

第4条 移住支援金の申請を予定している者は、就業後1か月以内に前条の(1)の要件を満たすことが見込まれ、かつ前条(2)又は(3)の要件、また、世帯向けの金額を申請する場合については、前条(4)の要件に該当することが見込まれることを確認し、移住支援金交付予備登録申請書（様式1）を町長に提出する。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の申請者は、転入後3か月以上経過し、かつ、就業先に連続して3か月以上在職した後、移住支援金交付申請書（様式2、様式2別紙1、2）、移住先の就業先の就業証明書（様式3）及び本人確認書類に加え、第3条(1)の要件を満たし、かつ第3条(2)

又は(3)の要件、また、世帯向けの金額を申請をする場合にあっては第3条(4)の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書(様式4)により、当該申請者に通知する。審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願(様式5。以下「再交付願」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 町長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書を申請者に再交付する。

(報告及び立入調査)

第10条 北海道及び秩父別町は、UIJターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金申請者及び就業先等に対し、UIJターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び秩父別町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に秩父別町から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 第3条(3)に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に秩父別町から転出した場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、北海道と秩父別町が協議して定める。

附 則 (令和元年7月16日訓令第40号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月9日から施行する。

2 令和2年4月9日より前に転入した者については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。